

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月7日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	漏えい検出系原子炉格納容器内低電導度廃液サンプ出口流量計取替えにおいて、取替流量計に寸法違いが認められたため、既設流量計に復旧及び対応検討。	G	
2	1号機	発電機防災操作用窒素配管において、カニ泡程度の窒素リークが認められたため、当該配管点検補修。	G	
3	1号機	循環水ポンプ(C)他給水電磁弁開操作時、同リミットスイッチに不具合(現場弁全開時に表示灯が赤・青両点灯)が認められたため、当該リミットスイッチを点検補修。	G	
4	2号機	発電機水素ガスボンベ切替え時、ガスボンベ(A-2)元弁に不具合(閉固着)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
5	3号機	原子炉建屋天井クレーン10tホイスト巻き上げ電動機点検時、同電動機のロータ引き抜きができないため、対応検討。	G	
6	3号機	主復水器連続洗浄装置(C)ブースタポンプ(C1,C2)出口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	G	
7	3号機	原子炉格納容器(A系)プール水温度記録計において、記録紙押さえ部の一部に変形が認められたため、当該部を点検補修。	G	
8	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)貝殻除去装置ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	G	
9	4号機	所内変圧器(A)油冷却フィン近傍において、油漏れ痕が認められたため、当該フィン近傍を点検。	G	
10	4号機	復水脱塩装置(G塔)樹脂ストレーナ差圧計において、不具合(現場差圧計オーバースケール、計算機差圧指示通常値、流量計通常流量指示)が認められたため、当該差圧計を点検補修。	G	
11	4号機	気体廃棄物処理系前置フィルタ(A,B)点検計画確認において、点検頻度(5保全サイクル)と点検計画(10保全サイクル)に不整合が認められたため、内容確認の結果、点検頻度に誤り(10保全サイクルが正)が認められたため、当該点検計画の点検頻度を改訂。	G	
12	3.4号廃棄物処理設備	プラスチック固化処理時、固化系計量ホッパ粉体重量計に指示不良(ゼロ点のズレ)が認められたため、当該重量計を点検補修。	G	
13	補助ボイラー	補助ボイラー(B)循環ポンプ取り合いフランジ部において、にじみが認められたため、当該フランジ部を点検補修。	G	
14	補助ボイラー	補助ボイラー蒸気戻り系凝縮水移送ポンプ(B)点検時、グランド部スリーブに摩耗が認められたため、当該スリーブを交換。	G	